

条第一項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第六十五条の四まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十二条、第八十四条から第八十八条の二まで並びに第九十一条から第九十八条までの規定を適用する。この場合において、刑法第二十八条中「三分の一」とあるのは「三分の一（国際受刑者移送法第二条第七号の裁判国（以下「裁判国」という。）において同法第二条第十一号の受入移送犯罪（以下「受入移送犯罪」という。）に係る確定裁判において言い渡された同法第二条第一号の外国刑（以下「外国刑」という。）の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）」と、「十年」とあるのは「十年（裁判国において受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）」と、同法第三十二条中「刑の言渡しが確定した後」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた後」と、刑事訴訟法第四百七十四条中「二以上の」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑（以下「共助刑」という。）と、「その重いもの」とあり、及び「重い刑」とあるのは「共助刑」と、「他の刑」とあるのは「主刑」と、同法第四百八十条及び第四百八十二条中「刑の言渡しをした裁判所に對応する検察院」とあるのは「東京地方検察院」と、同法第四百八十七条中「刑名」とあるのは「共助刑の種類」と、同法第五百二条中「裁判の執行を受ける者」とあるのは「共助刑の執行を受ける者」と、「言渡しをした裁判所」とあるのは「東京地方裁判所」と、同法第五百十三条第一項中「裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるもの所在若しくは状況に関する資料」と、少年法第二百一十七条第一項中「保護処分の継続する資料、裁判の執行を受ける者の資産に関する資料、裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判の執行を受ける者の財産を管理するために使用されている物又は第四百九十条第二項の規定により金銭の支払を目的とする債権についての強制執行の目的となる物若しくはそれ以外の物であつて当該強制執行の手続において執行官による取上げの対象となるべきもの」とあるのは「共助刑の執行を受ける者の所在又は状況に関する資料」と、少年法第二百一十七条第一項中「保護処分の継続中、本人に対して有罪判決が確定した」とあり、及び同法第五百一十七条第一項中「保護処分の継続中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定した」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の継続中である」とし、その他これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（仮釈放の特則）

第二十二条 十八歳に満たないときは、その刑期の三分の一（施設の長の通告義務の特則）

言渡しを受けた受入受刑者については、次の期間（裁判国において当該外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）を経過した後、仮釈放をすることができる。

二 有期の共助刑については、七年

（第二十二条に規定する受入受刑者が無期の共助刑についての仮釈放の終了の特則）

三 無期の共助刑については、七年

（共助刑の執行の減輕等）

第二十五条 中央更生保護審査会は、法務大臣に対し、受入受刑者に対する共助刑の執行の減輕又は免除の実施について申出をすることができる。

2 法務大臣は、前項の申出があつたときは、当該受入受刑者に対して共助刑の執行の減輕又は免除をすることができる。

3 法務大臣は、前項の規定により共助刑の執行の減輕又は免除をしたときは、共助刑の執行の減輕又は共助刑の執行の免除状を当該受入受刑者に下付しなければならない。

4 恩赦法（昭和二十一年法律第二十号）第十一条及び更生保護法第九十条の規定は、共助刑の執行の減輕又は免除について準用する。この場合において、恩赦法第十一条中「有罪の言渡」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」と、「大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権」とあるのは「同法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減輕又は免除」と、更生保護法第九十条第一項中「前条の申出」とあり、及び同条第二項中「特赦、減刑又は刑の執行の免除の申出」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第一項の申出」と読み替えるものとする。

（外国刑の確定裁判の執行不能等の通知を受けた法務大臣の措置等）

第二十六条 裁判国において受入移送犯罪に係る外国刑の確定裁判（二以上あるときは、それらのすべて）が取り消された場合その他その執行ができなくなつた場合において、裁判国からその旨の通知があつたときは、法務大臣は、第十二条の命令を撤回し、直ちに、東京地方検察院検事正に当該受入受刑者の釈放を命じなければならない。

第二十七条 裁判国に對する通知

第一項に規定する場合を除き、裁判国から、受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑について、減刑その他の事由により当該外国刑の種類又は裁判国において受入受刑者の拘禁をすることができるとされる最終日を変更する旨の通知があつたときは、当該通知に基づき、第十六条及び第十七条の定めるところに従い、共助刑の種類及び期間を変更するものとする。

第二十八条 裁判官は、受入受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、裁判官にその旨を通知しなければならない。

一 共助刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつたとき。

二 共助刑の執行が終わる前に死亡し、又は逃走したとき。

（裁判官に対する通知）

第二十九条 法務大臣は、受入受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、裁判官にその旨を通知しなければならない。

一 送出受刑者の同意がないとき。

二 送出受刑者の行為が執行国内において行われたとした場合において、その行為が執行

一 送出受刑者の同意がないとき。

二 送出受刑罪に係る行為が執行国内において行われたとした場合において、その行為が執行

三 送出受刑罪に係る行為が執行国内において行われたとした場合において、その行為が執行

四 送出受刑罪に係る行為が執行国内において行われたとした場合において、その行為が執行

五 送出受刑罪に係る行為が執行国内において行われたとした場合において、その行為が執行

六 送出受刑罪に係る行為が執行国内において行われたとした場合において、その行為が執行

（送出国の内容の告知）

第二十九条 刑事施設の長は、当該刑事施設に収容されている締約国の国民等に對して言い渡されたり消されないで十年を経過したときは、共助刑の執行を受け終わつたものとする。

(執行国における拘禁等の取扱い)

第四十条 第三十四条第二項の命令により執行国に引渡しをした者であつて、次に掲げるものについて、日本国において送出移送犯に係る確定裁判において言い渡された懲役又は禁錮の執行をするときは、執行国において当該確定裁判の執行の共助としての拘禁をしたとされる期間については、当該懲役又は禁錮の執行を受け終えたものとする。

一 送出移送犯に係る懲役又は禁錮の執行を受け終えたものとする。

二 逃走その他の事由により執行国による送出移送犯に係る懲役又は禁錮の確定裁判の執行の共助としての拘禁、保護観察その他これに相当する措置を行なうことができなくなった者

(刑法第五条ただし書の特則) (刑法第五条ただし書の特則)

第四十一条 第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた日本国民等を、その引渡し後に公訴が提起された送出移送犯に係る事件について刑に処するときは、刑法第五条ただし書の規定にかかわらず、その刑の執行を免除するものとする。

(出入国管理及び難民認定法等の特則)

第四十二条 削除 (受入移送に関する費用)

第四十三条 第十三条の命令により裁判国から受入受刑者の引渡しを受けた場合において、当該受入受刑者を裁判国から日本国に護送するために要した費用のうち、日本国が支出した受入受刑者に係る交通費は、受入受刑者の負担とする。ただし、法務大臣は、受入受刑者が貧困のためこれを完納することができないことが明らかであるときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を免除することができる。

(出入国管理及び難民認定法等の特則)

第四十四条 特別永住者が第十三条の命令により本邦に上陸した場合には、当該特別永住者は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第九条第一項の規定による上陸許可の証印を受けて上陸したものとみなす。

2 第三十四条第一項の命令により本邦から出国した送出受刑者に対しても同様の規定による上陸許可の証印を受けて上陸したものとみなす。

後段(入管法第四十八条第十項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。)の規定により退去強制令書が発付されていた場合には、当該送出受刑者は、入管法第五条第一項第五号の規定による退去強制令書により本邦からの退去を強制された者とみなす。この場合において、同項第九号中「退去の日から」とあるのは、「出国した日から」と読み替えるものとする。

(最高裁判所規則)

第四十五条 この法律に定めるもののほか、東京地方裁判所の審査に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(通過護送の承認に関する法務大臣の措置)

第四十六条 法務大臣は、外国から外交機関を経由して、当該外国の官憲が、当該外国又は他の外国において外国刑の確定裁判を受けた者を、その執行の共助のために、日本国内を通過して護送することの承認の要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認することができる。

一 当該外国刑の確定裁判を受けた者について、条約に基づき、締約国から前項の承認の要請があつたときは、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認する。

二 法務大臣は、外国刑の確定裁判を受けた者について、条約に基づき、締約国から前項の承認の要請があつたときは、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認する。

3 法務大臣は、第一項の承認をするかどうかについてあらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

(施行細則)

第四十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施の手続その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律は、この法律の施行の際に締約国において外国刑の確定裁判の執行として拘禁されている日本国民等又は日本国において懲役若しくは禁錮の確定裁判の執行として拘禁されている締約国の国民等についても、適用する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(附 則)

第一条 平成一六年一月八日法律第一五六号) 抄

(施行期日)

第一条 平成一六年六月一日法律第七三号) 抄

(附 則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に国際受刑者移送法第一条第十一号の受入移送犯(二以上あるときは、それらのすべて)を犯した者に係る同条第二号の共助刑の期間については、前条の規定による改正後の同法第十七条第一項第二号及び第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(附 則)

平成一七年五月二五日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十三条の規定、附則第三十八条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定(「犯罪者予防更生法」を並びに「犯罪者予防更生法」に改め、「並びに構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十一條及び第十一條の二」を削る部分に限る。)及び附則第三十九条の規定は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十七号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(附 則)

平成一七年六月一七日法律第五七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成一九年六月一五日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条、第十九条、第二十条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 附則 平成二三年五月六日法律第二九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 平成二五年六月一九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二六年四月一八日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に国際受刑者移送法第一条第十一号の受入移送犯(二以上あるときは、それらの全て)を犯した者に係る同条第二号の共助刑の期間、仮釈放をすることができるま

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。